

市民後見人養成講座 開催要項

「成年後見制度」は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する力が十分でない方が、自分らしく安心して生活が送れるよう、ご本人の気持ちを大切にしながら権利や財産を守る制度です。この支援を行う人を「成年後見人」と言います。

「市民後見人」とは、地域で暮らす市民の方が、成年後見人として、成年後見制度を利用している方々が安心して生活が送れるよう金銭管理や身上保護等の支援を行うものです。

本講座では、認知症や障害、成年後見制度、福祉諸制度等の講座を通じて、市民後見人として活動するうえで必要な知識を深めていただくことを目的に開催いたします。

【主催等】(主催)NPO 法人 つなぎ手

(共催)社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会(あんしんサポートまえばし)

(後援)前橋市

【開催日時等】

開催日	時間	会場(前橋市総合福祉会館)	定員
① R6年11月23日(土)	10:00~16:30 (予定)	第1・2会議室(3階)	30名
② 12月7日(土)			
③ 12月16日(月)			
④ R7年1月15日(水)		社会適応訓練室(2階)	
⑤ 1月25日(土)		第1・2会議室(3階)	
⑥ 2月8日(土)			
⑦ 2月20日(木)			
⑧ 3月8日(土)			

※上記講座の他に、福祉施設見学等を予定しています。

【内容】別紙カリキュラムのとおり

【受講要件】※①~⑦全てに該当する方

- ①前橋市在住の方
- ②人の話を十分に聴き取ること、意思を汲み取ること理解のある方
- ③原則として養成講座の全講座が受講できる方
- ④原則として70歳未満の方
- ⑤養成講座受講後は、市民後見人・法人後見支援員・生活支援員として活動ができる方
- ⑥パソコンでレポートの作成やメールの送受信ができる方
- ⑦民法847条に定める欠格事由に該当しない方

※1.未成年者 2.家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人 3.破産者

4.被後見人に対して訴訟をし、またはした者並びにその配偶者及び直系血族 5.行方の知れない者

【受講料】

5,390円(テキスト代として)

【申込み】

- ・申込期間:10月15日(火)～10月21日(月)の午前9時～午後5時まで
- ・提出書類:「申込書」・「志望動機書」に必要事項をご記入ください。
※前橋市社会福祉協議会窓口配布及びホームページからダウンロードできます。
- ・申込方法:電話連絡の上、上記提出書類を前橋市社会福祉協議会へご持参ください。
申込時に簡単な面接を行わせていただきます。

【受講決定】

- ・提出いただいた「申込書」・「志望動機書」及び面接により決定いたします。
- ・受講の可否については、11月上旬にメールにて送付させていただきます。

【申込みにあたっての注意事項】

- ・本講座を受講することで、成年後見人になることの保証や資格を得たりするものではありません。成年後見人は個別の案件に応じて、家庭裁判所から選任されることになります。
- ・成年後見人の活動は、平日の日中の活動が基本となります。本講座の趣旨をご理解の上、ご応募をお願いします。
- ・本講座終了後は、市民後見人として家庭裁判所から選任される準備として、NPO 法人つなぎ手の法人後見支援員や、前橋市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業・生活支援員の活動を行い経験を積んでいただくことができます。(※)

(※)

○法人後見支援員とは

NPO 法人つなぎ手が行う法人後見業務において、被後見人の居所への定期的な訪問による安否確認や日常生活の援助や金銭管理等、支援にあたります。

○日常生活自立支援事業とは

認知症や障害等により判断能力に不安がある方と社会福祉協議会が契約を結び、福祉サービス利用のための支援や、日常的な金銭管理の支援、重要書類の預かり等を行います。

○生活支援員とは

日常生活自立支援事業において、定期的に利用者の自宅や入居・入院先を訪問し、預貯金の払い戻しや支払い、利用者の様子の把握等を行います。社会福祉協議会の臨時職員として雇用することになります。

▼問い合わせ・申込み▼ 【前橋市社会福祉協議会・生活支援係】

前橋市日吉町2丁目17-10 前橋市総合福祉会館3階

TEL 027-237-1261

ホームページアドレス:mae-shakyo.or.jp

